

JAS格付業務の停止請求

平成29年3月14日
一般社団法人日本削節検査・認証協会

農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第1項第4号の認定事業者の認定等に係る公表に関する基準に基づき、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求した認定事業者を下記のとおり公表します。

記

- 1 請求に係る認定事業者の名称及び住所
事業者名 株式会社 和田久
住 所 東京都江東区北砂1-18-1
- 2 請求に係る者の製造業者等の別
製造業者
- 3 請求に係る農林物資の種類
削りぶし (かつお削りぶし)
- 4 請求に係る工場の名称及び所在地
工場名 株式会社 和田久本社工場
住 所 東京都江東区北砂1-18-1
- 5 請求の年月日
平成29年3月14日
- 6 請求の理由
削りぶし製品において、JAS 不適合品に JAS 格付けをして出荷していたため。

以上